

221

令和 4 年 7 月 22 日

三 重 県 知 事 殿

三重県鈴鹿市野村町200番地1
医 療 法 人 林 檜 会
理 事 長 松 村 好 博
電話番号 059 (380) 1200



決 算 届

令和3年6月1日から令和4年5月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

《添付書類》

- 1 事 業 報 告 書
- 2 財 産 目 録
- 3 貸 借 対 照 表
- 4 損 益 計 算 書
- 5 監 事 の 監 査 報 告 書



事 業 報 告 書
(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医 療 法 人 林 檜 会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市野村町200番地1
- (3) 設立認可年月日 平成27年6月24日
- (4) 設立登記年月日 平成27年7月 8日

2 事業の概要

- (1) 本来業務
診療所 はる整形外科クリニック 三重県鈴鹿市野村町200番地1
- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項
- 令和3年7月15日 令和3年度の決算の決定
- 令和4年5月31日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 林檎会

所在地 三重県鈴鹿市野村町200番地1

財 産 目 録
(令和4年5月31日現在)

1. 資 産 額	306,753 千円
2. 負 債 額	32,940 千円
3. 純 資 産 額	273,813 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	249,137
B 固 定 資 産	57,616
C 資 産 合 計	306,753
D 負 債 合 計	32,940
E 純 資 産	273,813

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 林檎会

所在地 三重県鈴鹿市野村町200番地1

貸借対照表

(令和4年5月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	249,137	I 流動負債	32,940
II 固定資産	57,616	II 固定負債	
1 有形固定資産	51,567	負債合計	32,940
2 無形固定資産	854	純資産の部	
3 その他の資産	5,195	科目	金額
		I 基金	4,000
		II 利益剰余金	269,813
		純資産合計	273,813
資産合計	306,753	負債・純資産合計	306,753

法人名 医療法人 林檎会

所在地 三重県鈴鹿市野村町200番地1

損 益 計 算 書
(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	324,743
2 事業費用	283,188
事業利益	41,554
II 事業外収益	2,987
III 事業外費用	0
経常利益	44,541
IV 特別利益	10
V 特別損失	429
税引前当期純利益	44,122
法人税等	11,567
当期純利益	32,554

監 事 監 査 報 告 書

医 療 法 人 林 檜 会
理 事 長 松 村 好 博 殿

私は、医療法人林檜会の令和4会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年7月17日

医療法人 林檜会

監 事 矢 田 啓 悟

